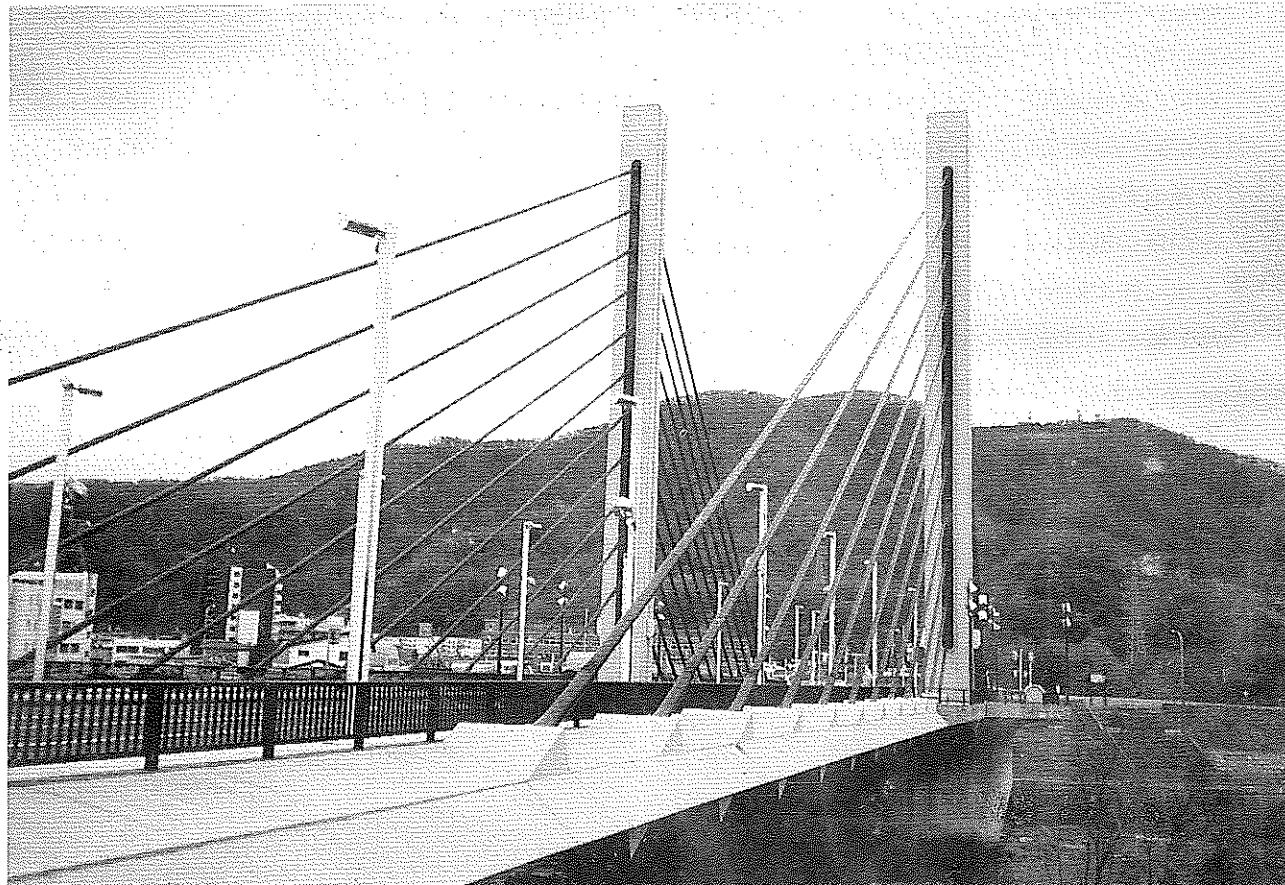


行政書士ほっかいどう

1998.11. NO.229



札幌・ミュンヘン大橋

目

「日本行政書士会連合会・北海道地方協議会との連絡会」開催	2
全道行政書士業務研修会報告	3
全道建設業相談員研修会報告	4
業務資料／建設省インターネット一元受付テストランに 関する報告書 苫小牧支部 佐藤 文則	6
お知らせ／札幌法務局伊達出張所 及び虻田出張所の統合のお知らせ	9
札幌支部無料相談会のお知らせ	9
統一用紙の払いだし請求について	10
情報コーナー／宗谷支庁駐車場	10

次

競争入札参加資格審査申請説明会開催のご案内	11
北海道の競争入札参加資格審査申請のあらまし	12
取引銀行名の変更について	12
郵便貯金からの自動払込制度のご利用について	12
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	13
補助者届についてのお願い	14
全国行政書士会所在地一覧	15
「行政書士ほっかいどうバックナンバー一覧(平成10年発行分)	16
表紙のことば・事務局の年末・年始休みのお知らせ	18
ごせい去・編集後記	18



北海道行政書士会

「日本行政書士会連合会と 北海道地方協議会との連絡会」 が開催される

平成10年10月23日、札幌のフジヤサンタスホテルに於いて上記の連絡会が開催されました。

連合会からは、盛武 隆会長、宮内一三副会長、中村 洋経理課長が出席され、本会からは会長、副会長、各部長、支部長会正副議長が出席されました。

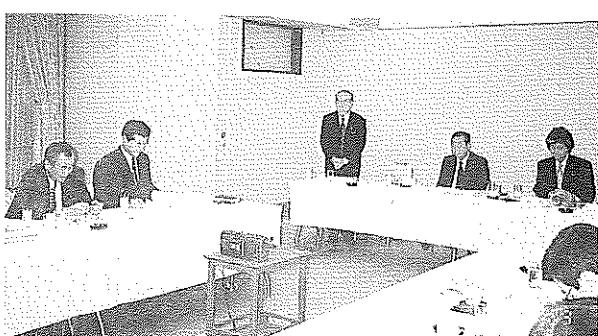
本会の佐藤会長が北海道会の現状につき経済状況の悪化に伴い、業務量の減少が影響しているのか会員数が減っていることを述べられ、マーケットの拡大を図るためにも、現在進展している電子申請等に行政書士が関与する舞台づくりに連合会も活動して頂きたい旨、申入れをされました。

その後の協議事項打ち合わせにおいて、連合会からは、「高度情報通信と規制緩和に対応する対策本部を先頭に知的財産の蓄積をはかり、その成果を会員に還元したい。」「また、代理権についても法改正に向けて働きかけていく旨、会の財政運営のためにも公共嘱託につき積極的に受託できる体制作りを行う。」との報告がなされました。

更に介護保険と行政書士はどう関わってゆけるのか等の地域社会の中での組織のあり方についての見解が示されました。



盛武連合会長のあいさつ



日向寺名誉会長のあいさつ



出席された日行連と本会の皆さん

全道行政書士業務研修会報告

平成10年10月24日、札幌の北農健保会館にて全道より61名の会員を集めて標記の研修会が開催されました。

本会、佐藤会長の挨拶の後、日行連の盛武 隆会長の講演がありました。

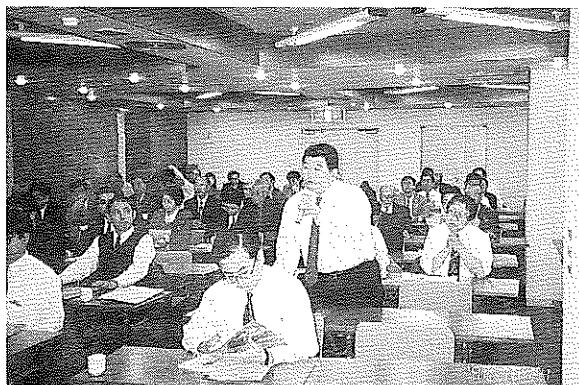
「規制緩和の動きの中で公的な業務独占についての見直しがはかられ、申請についても事前申請ではなく事後申請はどうかといった話もあり、業務が大幅に減少する恐れがある。

これに伴う公益性の低下を招く事態を防ぐためにも安易な緩和には反対しなければならないと述べられ、将来の市民サービスにはワンストップ共同事務所において経営、法務、行政の手続がスムーズにできる体制が望まれるであろうことから点ではなく面のネットワークへの移行を考えての事務所運営も望まれている。」と述べられました。

次に新しい領域開拓に連合会は動く時代であろうとの認識の下に公共嘱託の受け皿つくり、高度な研修制度の確立、許認可制度の変化に対応する法改正等を目指してゆきたい旨を述べられました。

第二部は、東京第2弁護士会の坂本廣身弁護士が行政書士業務の今後の展望と業務遂行におけるリスク管理について講演をされました。

行政書士が企業の総務、法務部門の外注化の受け皿となりうる資格であり、社会が外注化の傾向にあること、そのために21世紀に向けて良質な行政書士が必要であることを述べられ、詳細にわたる事例から専門業務として回避しなければならないリスクとリスク管理についてお話をされました。



熱心に質問する会員



講師の坂本弁護士



盛武連合会会长の講義



本会会長あいさつ

全道建設業相談員研修会報告

全道建設業相談員研修会が平成10年10月25日(日)、札幌の北農健保会館で開催されました。

この研修会の開催趣旨は、北海道建設部から受託した「建設業経営事項審査」業務等について、委託の初年度にあたり実施事例問題及び今後の運営を中心に討論等を通じ、今後より適切な執行と円滑な業務処理の向上を図るためのものです。

全道より道会役員、14支部相談員合計64人が出席し6月から9月までの4ヶ月間の相談員執行の経験と各支部の個別事情を交えた活発な討議が行われました。

研修内容は、下記のとおりに行われました。

1. 開会

- | | | |
|------------|--------|---------------|
| 2. あいさつ | 会長 | 佐藤 良雄 |
| 3. 総括説明 | 副会長 | 佐藤 隆一 |
| 4. 業務完了報告 | 企画部長 | 酒井 正 |
| 5. 事例発表 | 各単位会代表 | |
| 6. 全体討論 | 司会 | 企画部担当理事 加藤 隆夫 |
| 7. 今後の運営 | | 企画部長 酒井 正 |
| 8. 閉会のあいさつ | | 企画部担当理事 奥山 晃一 |

佐藤良雄会長のあいさつの内容は、今なぜ建設業相談員制度なのか、そしてこれから行政と行政書士との係り合い方の未来像を予感させるものでした。

- ①規制緩和②行財政改革③高度情報通信社会④グロ

ーバルスタンダードというキーワードから今の日本の時代の流れを汲み取り、行財政改革の路線上に行政のアウトソーシング化があり、その延長線上に建設業相談員があることを説明されました。

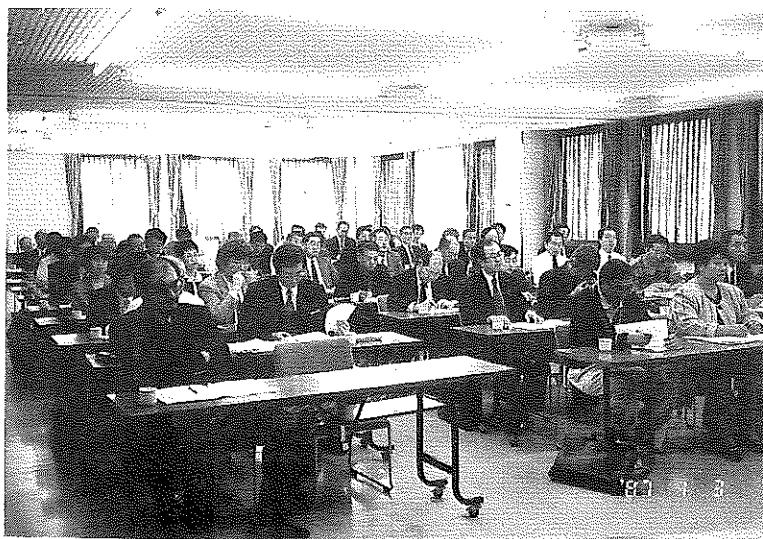
そうしてこのたびの相談員制度の成功が今後の行政アウトソーシングに伴う行政業務の受注の礎になるとして出席相談員に謝辞を述べられました。

引き続く総括説明では実際の相談員業務執行における問題点、改善点、留意点などの指摘がなされました。

佐藤隆一副会長は特に「チェックリスト」の位置づけ及び運用について熱心に説明されました。「チェックリスト」は相談員が実際の業務執行をする上での書類チェックの要領を詳細に記載したものですが、この作成理由、作成経緯、完成品の内容と運用方法に言及し、北海道建設部、各支庁、北海道行政書士会との今後の打合わせの要点について説明がありました。

酒井企画部長の業務完了報告では建設業相談員制度が無事終了したこと、道庁や各支庁との間の信頼関係の構築に大いに寄与したことが発表され、そうしてこれから行政業務の受注の拡大の可能性を示唆されました。

また相談員謝金や建設業一元受付のダウンロード用フロッピー配付についての説明がありました。



出席相談員の皆さん

事例発表では各支部会代表全員の報告がありましたが、この報告には5日前までに報告されていた「建設業相談員制度総括報告書」(全34頁)を手元に置いて行いました。

各支部代表者の報告の内容は先の佐藤隆一副会長の総括説明で指摘のあった下記の事項が中心的に取上げられました。

①経営業務管理責任者、専任技術者以外の役員・技術者等の常勤性の確認の有無

②工事経歴書の記載内容と工事請負契約書・注文書等の確認

③税務確定申告書と建設業決算報告書との確認(完成工事高の確認)

④新規審査の激減緩和措置からくる選択教示の可否

チェックリストの運用が必ずしも統一されていなかったようです。今回の研修会で討論された内容に基づき道庁、支庁の担当者の方と充分打合わせを行い、統一したチェックマニュアルの運用を望みたいと思います。

全体討論(加藤隆夫企画部担当理事の司会)や今後の運営(酒井正企画部長の司会)では活発な意見交換がおこなわれました。

建設業相談員制度の管轄の問題(現企画部管轄)、相談員数の増員とその選任方法、相談員の研修会のあり方、予算の問題など数々取上げられました。



函館支部を代表して発表する鎌田先生

特に選任方法と研修会、予算は密接に関連し、相談員制度の存在意義、(新人、若手行政書士の育成等)と各支部の個別事情が相俟ってつっこんだ議論となりました。

建設業相談員制度は本年度始まったばかりです。先進他府県を見習いつつも北海道会として数々ある課題を乗り越え固有の発展が期待されております。

苦労に苦労を重ね、最初の相談員制度を成功に導いた相談員の方々に大いに敬意を表したいと思います。

(水野 記)

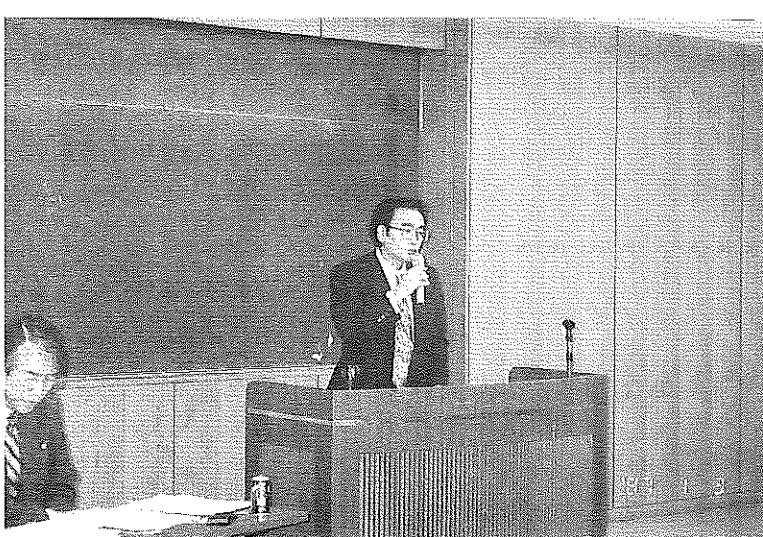
――――――――――――――――――――

今年度初めての建設業相談員業務が、つつがなく終了し、相談員研修会が、上記の通り行われました。

11月5日、北海道建設部建設情報課、小川係長より、丁重なお礼の言葉とともに、口頭にて、完了報告を頂きました。来年度実施については、改めて詳細打ち合わせをすべく約束しております。会員の皆様のご協力と相談員の皆様の献身的な努力のおかげと感謝しています。

どうも有り難うございました。

(企画部長 酒井 正)



激戦区の札幌支部代表・篠原先生

平成10年10月30日

建設省インターネット一元受付テ스트ランに関する報告書

報告者 苫小牧支部 佐藤 文則

報告概要

建設省及び建設関係9公団等の工事の競争参加資格審査について、平成11・12年度の定期資格審査より、新たにインターネット方式による一元受付が行われます。受付期間は今年の12月1日（申請者へのパスワードの申し込みは11月1日より）から同年12月25日までです。

建設省は、それに先だって10月21日から10月23日まで、全国の行政書士を対象としたテ스트ランを行いました。参加した行政書士はおよそ50名でした。タイムスケジュールに関しましては、まず10月21日の午前11時よりパスワード申請、そして同日午後2時より建設省へアクセスし、入力プログラムのダウンロード。翌22日は申請者のデータの入力作業。最終日の23日は午後1時より申請データの送信テストです。ここで送信後、申請データに誤りがなければ、建設省より暗号化された「受付票」と「申請者のデータのコピー」が、やはりインターネットを利用して、申請者のメールアドレスへ送信されることになっております。私の場合、エラーが2度発生し、3度目の送信で、やっと無事に送信ができました。それから1時間後、建設省から暗号化された「受付票」と「申請データのコピー」を受信し、テストの予定をすべて終了しました。

以下に検証内容につき、概略をご説明させていただきます。

1. デジタルID

これは、建設省から送られてくる「受付票」及び「申請データ」のコピーの暗号化に利用されます。インターネット上では、データの漏洩、改ざんなどのおそれがあるため、それを防止する為です。

デジタルIDは日本ベリサイン㈱又は米国ベリサイン社のセキュアメール・ユーザー用のデジタルID・クラス1の取得が必要になります。

クラス1には、正規版（利用有効期間が1年）とトライアル版（同2ヶ月で無料）があり、どちらでも利用できます。トライアル版の取得方法については本会ホームページで閲覧できますので、そちらをご参照下さい。

2. テストランの検証

10月21日(木)

この日は、建設省へパスワードの申請です。午前11時に建設省の一元受付のホームページへアクセスしパスワードの申請をしました。入力データに関しましては、テスト参加にご協力いただいた建設業者様のデータを使用させていただきました。

入力項目は「申請者の建設業許可番号」（経営事項審査結果通知書の許可番号の下に書いてある括弧内の番号です一例として01-605008）、「全角カタカナの商号または名称の始めの3文字」（濁点の入った文字は一文字として数えます）、そして「ユーザーID」（半角の任意の4桁の数字）だけです。パスワードやユーザーIDは入力プログラムのダウンロードや申請データの送信時にも利用しますので、忘れる事のないよう、きちんとした管理が必要になります。

業務資料

パスワードについては、入力を3度間違うと失効してしまいますので、注意が必要です。(ただし、ヘルプデスクに連絡を取ることにより、復帰が可能です)

必要事項入力後に、送信ボタンを押します。送信が完了すると建設省から「送信されました」のメッセージが画面上に表示されます。

本申請では、申請者（業者）のところに、パスワード申請後およそ1週間程度でパスワードが郵送されることになっております。今回は、テストということで、各テスターの行政書士事務所にパスワードが送られてきました。私のところに送られてきたパスワードは、英字の大文字と小文字を組み合わせたものでした。

次は、入力プログラムのダウンロードです。午後2時からと指定されておりましたので、指定時間に再度建設省の一元受付ホームページへアクセスし、入力プログラムのダウンロードのページを表示させました。そこでの入力項目は、「建設業許可番号」・「パスワード」・「ユーザーID」の3カ所です。入力完了後、送信ボタンを押します。入力内容に間違いないがないと、ダウンロードのページが表示され、ここで、「ダウンロード」ボタンを押し、ダウンロードを開始します。ダウンロードに要する時間は、私の場合、ISDN利用でおよそ30分でした。同じくISDNを利用し、7分半でダウンロードが終了された方もおられます。この所要時間はISDNやモデムなどの通信速度や回線の混み具合によって左右されます。ダウンロードされた入力プログラムは圧縮されておりませんので、解凍しなければなりません。ただ、自己解凍形式ですので、他に解凍ソフトを用意する必要はありません。自己解凍ファイルをクリックし、セットアッププログラムを解凍するディレクトリを指定して解凍させます。指定したディレクトリにセットアッププログラムが用意されておりまますので、セットアップを開始します。あとは画面の指示通りに、入力プログラムをインストールします。インストール終了後、プログラムメニューに登録されますので、そこから入力プログラムを起動します。若しくは、デスクトップ上にショートカットのアイコンを用意しておいても良いかと思います。

入力プログラム起動後、申請用の画面が表示され

ます。

申請データは明日入力することにし、本日のテストはここで終了しました。

10月22日(木)

本日は、申請データの入力作業を行いました。入力の間違いをエラーメッセージで教えてくれるなど、ある程度親切設計になっておりました。ただ、完工高の入力や商号や住所のフリガナの入力、技術者数の入力などは、エラーメッセージが出ないところもありますので、気をつけなければなりません。

例えば、私の場合、フリガナで小文字を利用するところがありましたので、小文字で入力したのですが、送信時点で判明したのですが、小文字は大文字にしなければなりません。

入力に関する詳細の説明は、本申請用のプログラムには「ヘルプ」として添付されてくるものと思われます。入力の説明資料がないとわかりづらいところが何点かあります。

また、ここで気をつけなければならないのは、申請データを入力したファイルのファイル名とその保存場所です。送信の時点で、この申請用保存ファイル名を要求されますので、後で慌てることのないように、保存先をしっかりと確認しておく必要があります。

とりあえず、必要事項は全部埋めて、明日の送信テストを待つことにしました。

10月23日(金)

本日は、午後1時から申請データの送信テストが開始されます。申請データの内容に問題がなければ、建設省から受理を確認する「受付票」が送信されることになっておりますが、さて、どうでしょうか。

まず、建設省一元受付ホームページへアクセスし、「申請書類の送信」のページを選択します。

ここでの入力は「建設業許可番号」・「パスワード」・「ユーザーID」・「申請書類ファイル名」そして「受付票返信先のメールアドレス」です。

ここも、すべての入力事項を間違いなく入力し、送信することになります。

メールアドレスについては私のメールアドレスを

入力しました。

入力内容に間違いがないことを確認し、送信ボタンを押しました。緊張の一瞬です。結果は受信エラーが2個出ました。「商号」及び「住所」のエラーでした。これは、当初何が原因してのエラーなのか、全くわかりませんでした。ヘルプデスクへ電話しても、らちがあかず、結局、インターネットで情報交換している仲間たち（インターネット行政書士協議会）とメールで連絡を取り合うことにより、エラーの原因が判明しました。

原因は、22日の申請データの入力のところでもご説明ましたが、フリガナの小文字の取り扱いででした。小文字ではエラーになります。大文字にしなければなりません。それと、住所のところで使用するハイフンも全角のハイフン以外は、エラーになってしまいます。この部分を修正したところ、無事「正常に受信しました」のメッセージが画面に表示され、その後に「受付票」と「申請データのコピー」が暗号化されたメールで私のメールアドレス宛に届きました。これで、とりあえずテ스트ランは終了ということになります。

3. 本申請に向けて

テ스트ラン全体を通して感じたことは、パスワードの申請から、「受付票」の受信までを確実に行うには、ある程度パソコンの操作やインターネットに関する知識が必要であるということです。今回のテスト参加者には、パソコンの操作に不慣れな方もおられたようですが、しっかりととしたマニュアルも必要かと思います。入力プログラムの導入方法もそうですが、入力における申請データの、フリガナなどの単純ミスでもエラーになってしまいます。本申請用

のプログラムでどこまで改善されるのかわかりませんが、せめて、「ヘルプ」は用意していただきたいと思います。

また申請者(行政書士)側で取得したデジタルIDについては、建設省からの「受付票」等の暗号化に利用されるだけですが、利用有効期間の確認はして下さい。本申請では、トライアル版でも利用可能ということになっております。

それでは申請データの送信などWeb通信上でのセキュリティはどうなのかと申しますと、SSLという暗号化プロトコルが利用されております。

また、今回のテスト用のプログラムでは、バグが発見されております。ここも、改善されることになります。あまりヘルプデスクに頼りたくはないのですが、どうしても疑問点や不安がある場合は、積極的に利用しましょう。但し、現在は大阪に1カ所あるのみですので、もう少し増設していただけることを期待したいと思います。

テ스트ランを通じて多くの問題点が発生していると思いますが、それが本申請に対して十分に反映され、インターネットを利用した一元受付申請が速やかに行われることを願ってやみません。みなさまのご成功をお祈り申し上げますとともに、本格的な電子申請の幕開けに注目していただきたいと思います。

なお、

- 1 デジタルIDクラス1（トライアル）の取得方法その1（ネットスケープメッセージの場合）
- 2 デジタルIDクラス1（トライアル）の取得方法（アウトルックエクスプレスの場合）

については、北海道会ホームページに詳細に掲載しておりますので参考にして下さい。

参考 ■北海道行政書士会ホームページアドレス=
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei>



会報9月号別紙業務資料建設省インターネット一元受付・郵送受付の実施について（報告）
 記載の日本ベリサイン社のデジタルID取得マニュアルは、本会ホームページに掲載されています。

お知らせ

札幌法務局伊達出張所及び 虻田出張所の統合のお知らせ

平素は、法務行政につきまして住民の皆様から格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当局伊達出張所（伊達市、壮瞥町、大滝村の不動産及び会社などの商業・法人登記事務）及び同虻田出張所（虻田町、豊浦町、洞爺村の不動産及び会社などの商業・法人登記事務）で取り扱っております登記事務は、平成10年10月26日(月)から同室蘭支局で取り扱うことになりましたので、お知らせします。

なお、登記簿謄（抄）本の請求については、室蘭支局に郵送により申請することができます。

札幌法務局

庁舎案内図

統合先 札幌法務局室蘭支局

所 在 〒051-0023

室蘭市入江町1番地13

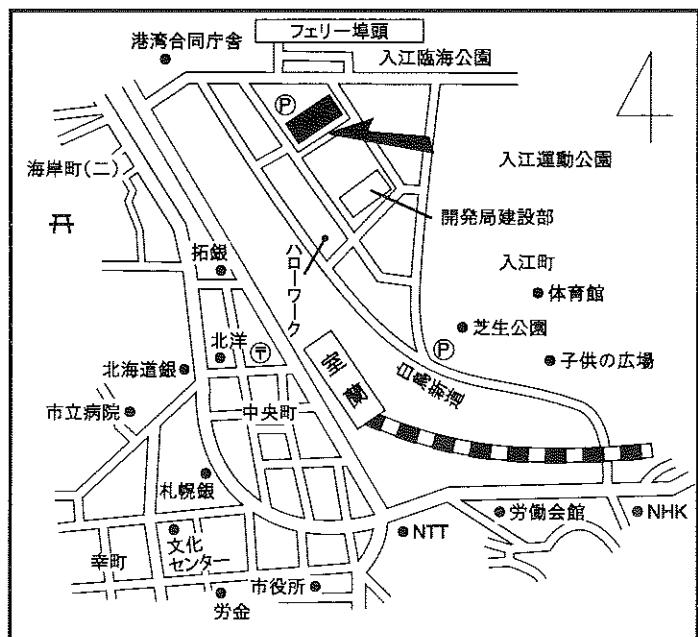
室蘭地方合同庁舎3階

電話番号 (0143) 22-5111

交 通 JR「室蘭駅」下車 徒歩10分

バス「合同庁舎前」下車 徒歩1分

※室蘭支局では、土地・建物の不動産についてコンピュータによる登記事務処理がなされており、統合により伊達出張所及び虻田出張所が管轄している不動産についてもコンピュータ処理がなされます。



なお、不明な点がございましたら、下記までお尋ねください。

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎

札幌法務局民事行政調査官室 ☎011-709-2311 内線 2152

＜無料相談会を行います＞

と き：平成10年12月11日(金) 13時～16時30分

と こ ろ：江別市民会館2階特別会議室

内 容：独立開業（会社設立から各種営業許可）、建設業・運送業など各種営業許可、経審、指名願、融資、自動車、著作権、外国人登録・帰化・出入国管理関係手続、相続、農地転用許可、etc

主 催：北海道行政書士会札幌支部

適正に使用していますね

（総務部）

統一用紙の払いだし請求について

行政書士業務の重要性と公共性を十分自覚し、次のことについて留意し厳格に取扱ってください。

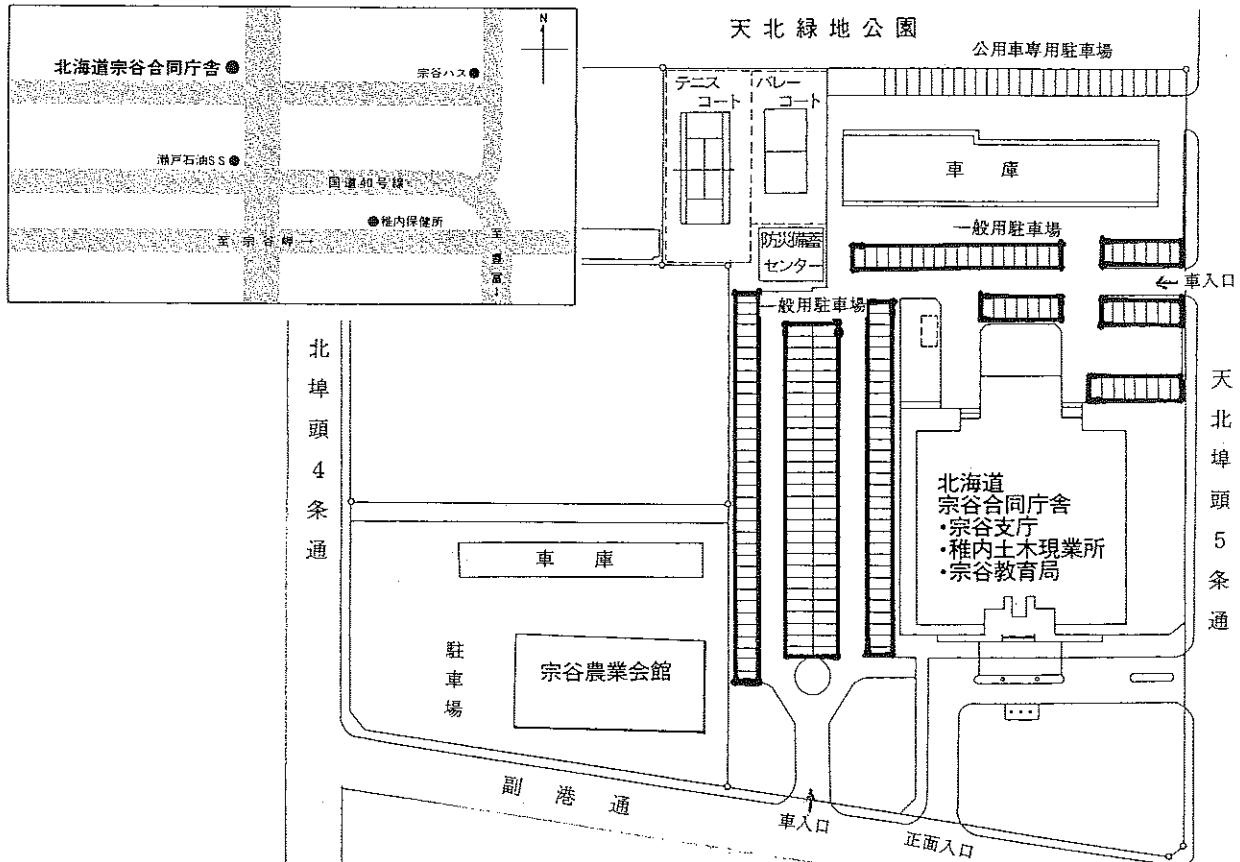
- ◎ 「統一用紙」の使用が出来るのは、行政書士がその職務上必要な場合に限り認められているものです。
- ◎ クレジット会社や調査会社などからの依頼による単なる戸籍謄本や住民票の写しの請求は、職務上必要な場合とは認められませんので、「統一用紙」を使用出来ません。
- ◎ 請求にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の精神を尊重し、その取り扱いに慎重を期してください。
- ◎ 使用目的、提出先の記載に誤りがないよう確認して請求するとともに、交付を受けた「戸籍謄本及び住民票の写し」についても、守秘義務に反することのないよう注意してください。

情報コーナー

宗谷支庁

〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
TEL (0102) 33-2510代

- ◎一般用駐車場は、約170台駐車可。
- ◎閉庁日は、利用できません。
- ◎利用時間は、午前8時45分から午後5時30分までです。
- ◎一般用駐車場は、下図のようになっております。



平成11・12年度北海道開発局及び北海道関係競争入札参加資格審査申請説明会開催のご案内

共 催 北 海 道

社団法人 北海道土木協会

財団法人 北海道開発協会

社団法人 北海道建設業協会

平成11・12年度の開発局及び北海道関係競争入札参加資格審査申請書の書き方と申請についての説明会を下記のとおり開催いたします。正しい事務手続きを行うためにも、より多数の方が参加されますようご案内いたします。

平成11・12年度開発局及び北海道関係競争入札参加資格審査申請説明会日程

月日	曜日	地区	会 場	住 所	説 明 時 間
11月17	(火)	小樽	日専連ビル7F大ホール ☎0134-24-1551	小樽市稲穂2丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
18	(水)	岩見沢	岩見沢市民会館 中ホール ☎0126-22-4233	岩見沢市9条西4丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
19	(木)	室蘭	室蘭建設会館 ☎0143-22-1045	室蘭市入江町1番74号	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
20	(金)	苫小牧	苫小牧市民会館 小ホール ☎0144-33-7191	苫小牧市旭町3丁目2-2	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
25	(水)	留萌	留萌建設会館 ☎0164-42-0965	留萌市寿町2丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
26	(木)	滝川	滝川建設協会 ☎0125-22-2215	滝川市緑町1丁目1-1	北海道 10:30~12:30
27	(金)	函館	函館拓銀ビル8F 大ホール ☎0138-23-4411	函館市若松町15-7	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
30	(月)	札幌	ポールスター札幌2F ポールスターホール ☎011-241-9111	中央区北4条西6丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
12月 1	(火)	釧路	栄町会館3F 末広の間 ☎0154-23-8211	釧路市栄町8丁目3	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
2	(水)	帯広	寿御園 孔雀の間 ☎0155-23-1388	帯広市西7条南6丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
4	(金)	稚内	稚内建設会館 ☎0162-33-5364	稚内市末広4丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
8	(火)	旭川	旭川拓銀ビル8F 大ホール ☎0166-26-3331	旭川市4条通9丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
9	(水)	網走	網走市民会館 大ホール ☎0152-43-4394	網走市南6条西2丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00
11	(金)	札幌	第2水産ビル8F 大会議室 ☎011-231-2071	中央区北3条西7丁目	北海道 10:30~12:30 開発局 13:30~15:00

●北海道様式と市町村（札幌市、函館市、釧路市及び苫小牧市は除く）様式は、別になっておりますので、購入の際は北海道分と市町村分の部数を区分してお買求め下さい。

◎当日領布するもの

○申請の手引き 北海道分 1冊 1,100円 市町村分 1冊 300円

○入札参加資格申請書 北海道分 1部 1,000円 市町村分 1部 800円

※説明会当日は相当な混雑が予想されますので用紙類等は早めにお求め下さい。

※11月30日(月)は札幌市内業者、12月11日(金)は石狩管内の札幌市外業者を対象とします。

■北海道の競争入札参加資格審査申請のあらまし■

平成11、12年度の北海道における競争入札参加資格審査申請のあらましは、次のようになっています。

- 1 資格の種類は、建設業の許可を必要とする建設工事と、それ以外の設計等があります。

☆建設工事には一般土木工事や建築工事など13種類、設計等には土木設計や測量など7種類があります。

- 2 審査基準日は、建設工事・設計等とも平成11年1月1日です。

- 3 建設工事の資格を希望する場合は、次の要件を満たしていかなければなりません。

- ①「許可を得てからの営業年数が2年以上あること」が必要です。

☆審査基準日（平成11年1月1日）において、資格に対応する建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいなければなりません。

- ②「経営事項審査を受けていること」が必要です。

☆資格に対応する建設業の許可について、平成10年に改正された基準により、建設大臣または都道府県知事が行う経営事項審査を受けて、その結果通知を有していかなければなりません。

なお、申請書類として経営事項審査結果通知書の写しを必ず提出してください。

- ③「経営事項審査結果において、「資格に対応する建設業に完工工事高があること」が必要です。

- 4 設計等の資格を希望する場合は、次の要件を満たしていかなければなりません。

- ①「引き続き1年以上その事業を営み、かつ、事業高があること」が必要です。

☆審査基準日（平成11年1月1日）において、引き続き1年以上その資格に関する事業を営んでいることに併せて、直前1年間に事業高（営業実績）があることが必要です。

- ②「個人の場合は、従業員の数が3人以上であること」が必要です。

- 5 平成11年度の資格審査申請の受付期間は次のとおりです。

【第1回】……平成11年1月11日(月)から1月20日(水)まで ☆土曜・日曜・祝日を除く

【第2回】……平成11年2月5日(金)から2月16日(火)まで ☆受付期間は9:30～16:30

- 6 平成11年度の資格審査申請の受付場所は次のとおりです。

【道内業者】(大臣許可業者を除く)……主たる営業所の所在地を所管する支庁

【道外業者及び道内大臣許可業者】……道庁赤レンガ庁舎2階3号会議室

なお、支庁によって受付期間内に別に日程・会場を定めて受付を行う場合があります。

取引銀行名の変更について

株式会社北海道拓殖銀行は、平成10年11月16日で株式会社北洋銀行に営業譲渡されました。

このため、本会の取引銀行中従来の北海道拓殖銀行が次のとおり銀行名が変更になりましたのでお知らせ致します。

記

変更前

北海道拓殖銀行札幌南支店 普 0570344

変更後

北洋銀行札幌南支店 普 0570344

郵便貯金からの会費自動払込制度のご利用について

郵便貯金からの自動払込制度は、納期限の日までに18,000円を郵便貯金に預入しておきますと、納期限の当日、自動的に振り込まれる制度です。手数料は1回10円で他の振込方法より低廉ですし、本会が負担しますので、是非、便利な「郵便貯金からの自動払込」制度をご利用ください。

申込方法は貯金通帳の記号、番号、住所、氏名を記入して本会まで連絡していただくこととなります。

北海道行政書士会

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開催場所
10. 9. 18	第1回企画部会	13:00~16:00	本会役員室
"	企画部・会報編集委員会合同会議	16:00~17:00	同上
10. 9. 22	21世紀の行政書士像委員会	13:30~17:00	同上
10. 9. 30	第3回正副会長会	10:00~19:00	同上
10. 10. 13	第1回総務部会	10:00~17:00	同上
"	行政書士登録調査委員会	13:30~15:00	本会会議室
10. 10. 15	車庫証明対策委員会	15:00~17:00	本会役員室
10. 10. 22 23 24	第5回常任理事会	15:00~19:00 9:30~14:00 8:00~10:00 18:00~19:30	同上 フジヤサンタスホテル 北農健保会館、本会役員室
10. 10. 23	日行連・北海道地方協議会連絡会	14:00~20:00	フジヤサンタスホテル
10. 10. 23 24	中間監査（監査講評）	9:00~17:00 9:00~17:00	本会役員室 同上、北農健保会館
10. 10. 24	全道行政書士業務研修会	10:00~16:00	北農健保会館
10. 10. 25	第2回企画部会	9:00~10:00	同上
"	全道建設業相談員研修会	10:00~17:00	同上
10. 11. 5	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
10. 11. 6	第2回理事会	10:00~18:00	北農健保会館
10. 11. 11	21世紀の行政書士像研究委員会	13:00~17:00	本会役員室
10. 11. 16	会報編集委員会	14:30~17:00	同上

支部業務研修会開催状況

支部	開催年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	10.9.5~6	(札幌市) ポリテクセンター北海道	・パソコンの各種機能からインターネット通信について ・「一太郎ソフト」を使用してビジネス文章の作成、帳票作成、編集野線について	ポリテクセンター 主任講師 前田 哲 アシスタント講師 細田 正弘 同 池田 久孝	30	一般
函館	10. 7.31	函館パークホテル	・建設業・改正経営事項審査基準について	渡島支庁建設指導課 土木係長 安保 富一	31	一般

支部	開催年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講 者数	研修 種別
小樽	10. 9.26	(余市町) みどりや	・件別基準報酬額の取扱いについて ・建設業相談員の日程を終えて	小樽支部 業務研修部長 中嶋 秀夫 小樽支部 副支部長 大渕 勝敏	17	一般
空知	10. 8.22	(滝川市) ホテルスエヒロ	・自動車登録について	本会 監察部長 深貝 亨	23	一般
宗谷	10. 9.21	(稚内市) ホテル奥田屋	・労災保険適用徴収関係について ・労災保険補償給付関係について	稚内労働基準監督署 第2課長 相馬 勝夫	6	一般
十勝	10. 8. 5	(帯広市) NTT帯広支店	・インターネット一元受付について	NTT帯広支店営業推進部 廣 誠	12	一般
	10. 8. 7	(帯広市) NTT帯広支店	・インターネット一元受付について	NTT帯広支店営業推進部 廣 誠	9	一般
	10. 8.12	(帯広市) NTT帯広支店	・インターネット一元受付について	NTT帯広支店営業推進部 鎌田 鉄兵	9	一般
	10. 9.18	(帯広市) 帯広百年記念館	・新産業廃棄物処理法と産業廃棄物収集運搬許可申請について	本会 副会長 佐々木英壽	22	一般
	10.10.16	(帯広市) とかちプラザ	・少額訴訟制度について	弁護士 斎藤 道俊	17	一般
釧路	10.10. 3	(釧路市) 釧路市厚生年金福祉会館	・少額訴訟手続きについて	釧路支部 新藤 直	12	一般

補助者届

——総務部からのお願い——

- ・行政書士法施行規則第5条の規定により、補助者を置いたとき、補助者を置かなくなつたときなどには、届け出なければなりません。
- ・平成6年10月26日現在、既に届け出をしていた補助者については、平成9年10月25日をもって効力がなくなっています。
- ・前期事項を確認し、必要な場合には、所要の届け出をして下さい。
なお、詳しくは本会会報、平成9年7月号(17頁)及び9月号(17頁)を参照して下さい。

●全国行政書士会所在地一覧●

秋	田	〒010-0951	秋田県秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館4F	☎0188(64)3098
岩	手	〒020-0021	岩手県盛岡市中央通2-1-13	☎0196(23)1555
青	森	〒030-0966	青森県青森市花園1-7-16	☎0177(42)1128
福	島	〒963-8005	福島県郡山市清水台1-3-8 郡山商工会館3F	☎0249(32)3870
宮	城	〒980-0803	仙台市青葉区国分町3-3-5 リスズビル3F	☎022(261)6768
山	形	〒990-2432	山形県山形市荒楯町1-7-8 山形県行政書士会館	☎0236(42)5487
東	京	〒153-0042	東京都目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館1F	☎03(3477)2881
神	奈	〒231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F	☎045(641)0739
千	川	〒260-0855	千葉県千葉市中央区市場町1-3 千葉県自治会館1F	☎043(227)8009
茨	葉	〒310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 茨城県住宅供給公社大町ビル3F	☎029(225)0188
栃	城	〒320-0046	栃木県宇都宮市西一の沢町1-22 栃木県行政書士会館	☎0286(35)1411
埼	木	〒336-0007	埼玉県浦和市仲町3-11-1 長堀ビル2F	☎048(833)0647
群	玉	〒371-0017	群馬県前橋市日吉町1-14-8 前橋商工会議所4F	☎0272(34)3677
長	馬	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎3F	☎026(234)0170
山	野	〒400-0031	山梨県甲府市丸ノ内1-9-11 山梨県民会館3F	☎0552(37)2601
静	梨	〒420-0856	静岡県静岡市駿府町2-113 静岡県行政書士会館	☎054(254)3003
新	岡	〒4951-8112	新潟県新潟市南浜通1-364-27	☎025(224)2874
愛	湯	〒461-0002	名古屋市東区代官町35-16 第一富士ビル4F	☎052(931)4068
岐	知	〒500-8076	岐阜県岐阜市司町15 岐阜中日会館4F	☎058(263)6580
三	阜	〒514-0035	三重県津市西丸ノ内17-1 近畿ビル2F	☎059(226)3137
福	重	〒910-0005	福井県福井市大手3-7-1 福井県織協ビル6F604	☎0776(27)7165
石	井	〒920-0964	石川県金沢市本多町3-2-1 MRO文化会館3F	☎0762(65)5551
富	川	〒930-0085	富山県富山市丸の内3-1-34 余川ビル2F	☎0764(31)1526
滋	山	〒520-0044	滋賀県大津市京町3-4-22 滋賀会館2F	☎0775(25)0360
大	阪	〒540-0012	大阪市中央区谷町2-2-20 大手前ウサミビル4F	☎06(6943)7501
			※大阪会は、本年中は 06(943)7501です。	
京	都	〒600-8497	京都市下京区醒ヶ井通四条下る高野堂町404 醒ヶ井ビル	☎075(343)5050
奈	良	〒634-0006	奈良県橿原市新賀町200-5 古市第2ビル4F	☎07442(5)6339
和	歌	〒640-8155	和歌山県和歌山市九番丁1 中谷ビル2F	☎0734(32)9775
兵	山	〒650-0023	神戸市中央区栄町通5-2-16 イトーピア栄町通ビル	☎078(371)6361
鳥	庫	〒680-0824	鳥取県鳥取市行徳1丁目116番地1 セラビル2F	☎0857(24)2744
島	取	〒690-0886	島根県松江市母衣町55-4 松江商工会館ビル7F	☎0852(21)0670
岡	根	〒700-0824	岡山県岡山市内山下2-3-7 大和家ビル2F	☎0862(25)4836
広	山	〒730-0051	広島市中区大手町3-1-8 清水ビル2F	☎082(249)2480
山	島	〒753-0048	山口県山口市駅前通2-4-17 山口県林業会館2F	☎0839(24)5059
香	川	〒760-0017	香川県高松市番町4-2-32 甲子馬堂ビル2F	☎0878(35)3558
徳	島	〒770-0939	徳島県徳島市からどき橋1-41 徳島県林業センター 4F	☎0886(26)2083
高	知	〒780-0822	高知県高知市はりまや町1-12-18 川田ビル1F	☎0888(82)1312
愛	媛	〒790-0003	愛媛県松山市三番町4-10-1 三番町ビル1F	☎0899(46)1444
福	岡	〒815-0033	福岡市南区大橋1丁目20番19号 協栄生命大橋ビル6F	☎092(562)8640
佐	賀	〒840-0814	佐賀県佐賀市成章町7-29	☎0952(24)2669
長	崎	〒850-0031	長崎県長崎市桜町5-6 森ビル2F	☎0958(26)5452
熊	本	〒862-0956	熊本県熊本市水前寺公園28-47 嘉悦ビル1F	☎096(385)7300
大	分	〒870-0029	大分県大分市高砂町3-31 第3タナベビル2F	☎0975(37)7089
宮	崎	〒880-0803	宮崎県宮崎市旭2-2-32 岡崎ビル2F	☎0985(24)4356
鹿	島	〒892-0842	鹿児島県鹿児島市東千石町19-11 福島ビル2F	☎0992(26)7794
沖	縄	〒901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-6-2	☎098(870)1488

行政書士ほっかいどうバックナンバー一覧 (平成10年発行分)

- (1998.1 №224)

年頭にあたって……北海道知事 堀 達也… 3
新年のごあいさつ…日本行政書士会連合会会长
盛 武 隆… 4
年頭のごあいさつ…北海道行政書士会会长
佐 藤 良 雄… 5

《新春對談》

会長、知事と語る……………	6
建設業会計行政書士全道研修会開催される……………	
総務部長　板垣俊夫…10	

《業務資料》

産業廃棄物処理施設設置許可の裁量と行政指導
十勝支部 米 倉 博 12
労災保険と自賠責保険は重複受給できるか?	
(第2回目) 18

韓国研修旅行の報告……

苦小牧支部 清野甲次	23
行政書士規制緩和速報	24
豊田先生、黄綬褒章を受章す	25
故村上清先生を偲ぶ	26
北海道行政書士会ホームページアドレス 及びメールアドレスについて	26
統一用紙の払いだし請求について	27
情報コーナー・渡島支庁駐車場	27

《日政連北海道支部だより》

行政書士による書類作成業務独占に係わる行政 改革委員会規制緩和小委員会の最終報告書と日 政連及び道支部の活動報告.....

- (1998 3 № 225)

経営事項審査の窓口に行政書士	2
行政書士会に窓口業務委託を報ずる各新聞	3

《業務資料》

公益法人の設立許可及び指導監督基準の 改正の概要

押印見直しガイドライン	10
寄稿／ファイナンシャルプランナーからの視点 (高橋たいこ)	12
道立保健所が変ります	17
女性行政書士交流会のご案内	18
「労働者死傷病報告」の様式がOCIR帳票に	18
平成10年度建設関係資格試験・検定案内	20
登記手数料一覧表	24
札幌支部／パソコン研修会の報告 (佐々木ひとみ)	25
北海道会ホームページ正式にスタート	26
建設業会計研修ビデオテープ貸出	26
情報コーナー・後志支庁駐車場	27
トピックス／応援します在留外国人 (苫小牧支部)	28
お知らせ／在留手続市民相談会・室蘭支部長人事・図 書斡旋・支部保管業務資料	29

— (1998.5 №226)

労災保険と自賠責保険は重複受給できるか?	(最終回) 2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正内容	12
総務部からのお願い／補助者届	16
貨物自動車運送業法等改正(運輸省)	17
「郵便局における電子内容証明サービスの 実証実験」のモニターに参加して..... (企画部長 酒井 正) 19	
第3回涉外実務研修会	20
インターネット一元受付・郵送受付の実施について (建設省) 21	

会員についての手一覧	23
(電子申請等対策委員長 酒井 正).....	23
北海道行政書士会ホームページコーナーの 追加とリンク.....	24
研修会情報／北海道在留手続協議会.....	24
統一用紙の払いだし請求について(総務部).....	25
情報コーナー・胆振支庁駐車場.....	25

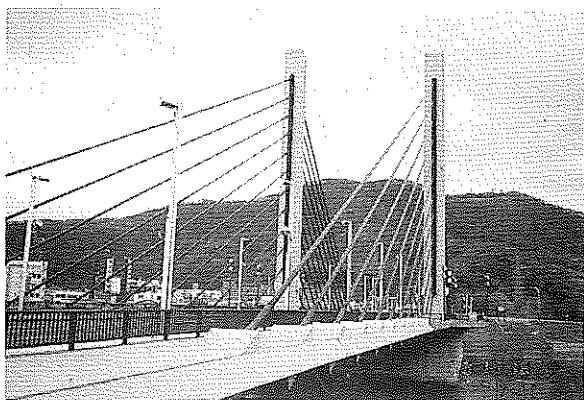
行政書士ほっかいどうバックナンバー一覧(平成10年発行分)

——— (1998.7 No.227)	
道内企業アウトソーシング調査情報	2
日和見教授の法律講座(第6回)民法の基礎	4
トピックス／道建行協が定時総会	8
任意会取材レポート(No.1)水曜会	9
平成10年度日行連会長表彰	10
総務部からのお願い・補助者届	10
統一用紙の払いだし請求について(総務部)	11
情報コーナー・空知支庁駐車場	11
お知らせ／全道新入会員研修会の開催について	12
——— (1998.9 No.228)	
平成10年度新入会員研修会報告	2
・行政書士新入会員研修会に参加して	
(札幌支部 成田真利子)	5
・新入会員研修会に参加して	
(札幌支部 品川 義治)	5
・全道新入会員研修会に2度目の参加	
(函館支部 吉田壽美子)	6
《業務資料》	
一般酒類小売業免許申請	7
申請取次行政書士に関する取扱いの見直しについて	9
9月1日から国土利用計画法の届出制度が変わります	10
「インターネット一元受付」に関する研修会	
(十勝支部)	11
パソコン研修会開く(苫小牧支部)	13
建設業相談員制度の風景	14
・ホットインタビュー	14
《お知らせ》	
10月は「労働保険適用促進月間」です	15
申請・届出の電子化について	15
在留資格等の相談会を実施します	
(北海道在留手続協議会)	16
在留手続業務研修会開催のご案内	
(北海道在留手続協議会)	16
統一用紙の払いだし請求について(総務部)	17
情報コーナー・留萌支庁駐車場	17
——— (1998.11 No.229)	
「日本行政書士会連合会・北海道地方協議会との連絡会」開催	2
全道行政書士業務研修会報告	3
全道建設業相談員研修会報告	4
《業務資料》	
建設省インターネット一元受付テ스트ランに関する報告書	6
苦小牧支部 佐藤文則	
《お知らせ》	
札幌法務局伊達出張所及び虻田出張所の統合のお知らせ	9
札幌支部無料相談会のお知らせ	9
統一用紙の払いだし請求について	10
情報コーナー／宗谷支庁駐車場	10
競争入札参加資格審査申請説明会開催のご案内	11
北海道の競争入札資格審査申請のあらまし	12
取引銀行名の変更について	12
郵便貯金からの自動払込制度のご利用について	12
全国行政書士会所在地一覧	15
行政書士ほっかいどうバックナンバー一覧	
(平成10年発行分)	16



表紙のことば

札幌・ミュンヘン大橋



豊平区から南区を経由して中央区へ結ぶ南回りの外環状的都市計画道路（福住・桑園通）の豊平川に架るミュンヘン大橋は、市内ではじめて外国名を採用した橋で、これはこの橋の着手が札幌市と西ドイツ・ミュンヘン市との姉妹都市提携15周年にあたり、また、橋りょうの構造は「斜張橋」といい、戦後ドイツを中心に発展した橋りょう形式であることから名付けられました。

周囲の景観との調和を図るために、主塔付近にバルコニーを設けるなど景観にマッチした、うるおいとやすらぎをもたらす新しいイメージの橋です。

(写真・文 編集委員 佐々木ひとみ)

事務局の年末・年始休みのお知らせ

★年末 12月29日(火)から休業

★年始 1月4日(月)から始業

よろしくお願い申し上げます。

発行人
編集人
編集委員
編集委員
編集委員
発行所
印 刷 所

佐藤 良雄
河上 隆
賀 啓寿
佐々木 ひとみ
水野 佳朋
北海道行政書士会
(有)酒井印刷所

'98. 11. 第229号

平成10年11月25日発行

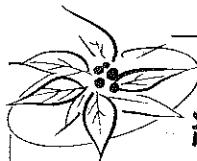
札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
TEL 代表 (011)221-1221・FAX (011)281-4138
郵便番号060-0001

取引銀行 北洋銀行本店(普0742651)
北洋銀行札幌南支店(普0570344)
北海道銀行本店(当 19116)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌(他)	3538	今崎 弘	10.8.31
札幌(中央区)	3803	山田 博也	10.9.2



編集後記

*「心の疲れをとるちょっとした方法」という本を読んだ。墨岡 孝氏という医師が著作した本であるが、この中に「パソコン依存症」というのがある。最近の青少年の中に多いそうだが、パソコンに依存するあまり人とコミュニケーションがうまくとれなくなってしまうというものである。

この原因としてパソコンがあまりにも優秀な反応をしてしまうために人との「間」が持てなくなり感情的でファジーな人間との意志の伝達がうまく出来なくなる、また、「白か黒か」という選択をすぐ求めてしまうというところにあるらしい。

*パソコンを酷使していかなければいけない立場の部類に入る人たちは、パソコンの能力と自分の能力を思い違いしてはならない。というのが同氏の意見である。

*考え方や行動に柔軟性やバランスに欠けるところが多いというのがこのタイプらしいが私達もこの警告には耳をかすべきであろう。

*あくまでも使う側は感情のある柔軟な感性をもった人間でなければならない。

